

北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

北上市長 **市長署名**

北上市規則第19号

北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則

北上市児童生徒就学援助費支給規則（平成26年北上市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
援助費	対象経費	支給額(年額)	支給時期	援助費	対象経費	支給額(年額)	支給時期
新入学児童生 徒学用品費	[略]	(1) 小学校 <u>51,060円</u> (2) [略]	[略]	新入学児童生 徒学用品費	[略]	(1) 小学校 <u>54,060円</u> (2) [略]	[略]
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北上市児童生徒就学援助費支給規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。